

建築物移動等円滑化基準チェックシート

特別特定建築物(床面積2000㎡以上)の新・増・改築及び用途変更は**適合義務**です。図面資料等内容がわかるものを別に添付してください。

特別特定建築物(床面積2000㎡未満)及び特定建築物の新・増・改築、用途変更及び特定施設の修繕及び模様替は**努力義務**です。

確認申請年月日・番号

建築主

(平成 年 月 日 確認建築 - 号)

用途 延べ面積 m² 階数 階建て 全体の適否 適・否

一般基準(不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの全体に係る基準)

特定施設等	チェック項目	根拠法令	適・否
廊下等 令第11条	表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	令第11条第1号	適・否
	点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	令第11条第2号	適・否
階段 令第12条	手すりを設けているか	令第12条第1号	適・否
	表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	令第12条第2号	適・否
	段は識別しやすいものか	令第12条第3号	適・否
	段はつまずきの原因となるものを設けていないか	令第12条第4号	適・否
	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 2	令第12条第5号	適・否
	原則として主な階段を回り階段としていないか	令第12条第6号	適・否
傾斜路 令第13条	手すりを設けているか(勾配が1/12以下で高さが16cm以下の傾斜部分は免除)	令第13条第1号	適・否
	表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	令第13条第2号	適・否
	前後の廊下等と識別しやすいものか	令第13条第3号	適・否
	点状ブロックの敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 3	令第13条第4号	適・否
便所 令第14条	車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	令第14条第1項第1号	適・否
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	令第14条第1項第1号(告示)	適・否
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	令第14条第1項第1号(告示)	適・否
	オストメイトを設けた便房を設けているか(1以上)	令第14条第1項第2号	適・否
	床置き式小便器、壁掛式小便器等を設けているか(1以上)	令第14条第1項第2号	適・否
ホテル、旅館の客室 令第15条	客室数50以上の場合、車いす使用者用客室を設けているか(1以上)	令第15条第1項	適・否
	車いす使用者用客室の便所内に車いす使用者用便房を設けているか(当該客室が設けられている階に、車いす使用者用便房を設けた便所が1以上設けられている場合は免除)	令第15条第2項第1号イ	適・否
	(1)便所及び便房の出入り口の幅は、80cm以上あるか	令第15条第2項第1号口(1)	適・否
	(2)戸を設ける場合、自動開閉構造等で車いす使用者が容易に開閉して通過でき、前後に高低差がないか	令第15条第2項第1号口(2)	適・否
	車いす使用者用客室内に、浴室又はシャワー室(以下浴室等)を設けているか(当該客室が設けられている階に、不特定多数の者が利用する浴室等が1以上設けられている場合は免除)	令第15条第2項第2号	適・否
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	令第15条第2項第2号イ(告示)	適・否
	(2)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているか	令第15条第2項第2号イ(告示)	適・否
	(3)出入り口の幅は、80cm以上あるか	令第15条第2項第2号口	適・否
(4)戸を設ける場合、自動開閉構造等で車いす使用者が容易に開閉して通過でき、前後に高低差がないか	令第15条第2項第2号口	適・否	
敷地内の通路 令第16条	表面滑りにくい仕上げであるか	令第16条第1号	適・否
	段がある部分		
	(1)手すりを設けているか	令第16条第2号イ	適・否
	(2)識別しやすいものか	令第16条第2号ロ	適・否
	(3)段はつまずきの原因となるものを設けていないか	令第16条第2号ハ	適・否
	傾斜路		
	(1)手すりを設けているか(勾配が1/12以下又は高さが16cm以下の傾斜部分は免除)	令第16条第3号イ	適・否
(2)前後の通路と識別しやすいものか	令第16条第3号ロ	適・否	
駐車場 令第17条	車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)	令第17条第1項	適・否
	(1)幅は350cm以上であるか	令第17条第2項第1号	適・否
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	令第17条第2項第2号	適・否

- 1 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1 / 20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16 cm以下で勾配1 / 12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1 / 20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16 cm以下で勾配1 / 12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

注 便所、ホテル・旅館の客室に関する部分については、平成18年12月20日から6か月を経過するまでは旧ハートビル法による。

移動等円滑化経路(利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路、公共用歩廊はすべての経路に係る基準)

特定施設等	チェック項目	根拠法令	適・否
令第18条第2項第1号	階段・段が設けられていないか(傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除)	令第18条第2項第1号	適・否
出入口 第2号	幅は80cm以上であるか	令第18条第2項第2号イ	適・否
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	令第18条第2項第2号ロ	適・否
廊下等 第3号	幅は120cm以上であるか	令第18条第2項第3号イ	適・否
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	令第18条第2項第3号ロ	適・否
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	令第18条第2項第3号ハ	適・否
傾斜路 第4号	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	令第18条第2項第4号イ	適・否
	勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	令第18条第2項第4号ロ	適・否
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	令第18条第2項第4号ハ	適・否
エレベーター 第5号	かごは各階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	令第18条第2項第5号イ	適・否
	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	令第18条第2項第5号ロ	適・否
	かごの奥行きは135cm以上であるか	令第18条第2項第5号ハ	適・否
	乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	令第18条第2項第5号ニ	適・否
	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	令第18条第2項第5号ホ	適・否
	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	令第18条第2項第5号ヘ	適・否
	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	令第18条第2項第5号ト	適・否
	不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物に設けるものの場合		
	(1)上記 から 及び を満たしているか	令第18条第2項第5号チ	適・否
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	令第18条第2項第5号チ(1)	適・否
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	令第18条第2項第5号チ(2)	適・否
	不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 1		
	(1)上記 から を満たしているか	令第18条第2項第5号リ	適・否
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖知らせる音声装置を設けているか	令第18条第2項第5号リ(1)	適・否
(3)かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか(文字等の浮き彫り、音による案内、点字)	令第18条第2項第5号リ(2)(告示)	適・否	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	令第18条第2項第5号リ(3)	適・否	
特殊な構造又は使用形態のエレベーター その他の昇降機 第6号	平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号のエレベーター		
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか	告示	適・否
	(2)かごの幅は70cm以上で、奥行きは120cm以上あるか	告示	適・否
	(3)かごの幅及び奥行きは十分であるか	告示	適・否
平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号のエスカレーター	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1但し書きのもの)であるか	告示	適・否
敷地内の通路 第7号	幅は120cm以上であるか	令第18条第2項第7号イ	適・否
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	令第18条第2項第7号ロ	適・否
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	令第18条第2項第7号ハ	適・否
	傾斜路		
	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	令第18条第2項第7号ニ(1)	適・否
勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	令第18条第2項第7号ニ(2)	適・否	
高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	令第18条第2項第7号ニ(3)	適・否	

1 告示で定める以下の場合を除く
・自動車車庫に設ける場合

標識・案内設備(移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設に設けるもの)

特定施設等	チェック項目	根拠法令	適・否
	標識		
エレベーターその他の昇降機	施設の付近に表示内容が容易に識別でき、見やすい位置に設けているか	令第19条(告示)	適・否
便所			適・否
駐車施設			適・否
	案内設備		
エレベーターその他の昇降機	建築物又は敷地内に、配置を表示した案内板等を設けているか(容易に視認できる場合は免除) 1	令第20条第1項	適・否
便所			適・否
駐車施設			適・否
エレベーターその他の昇降機	建築物又は敷地内に視覚障害者に配置を示すための設備(文字等の浮き彫り、音による案内、点字)を設けているか 1	令第20条第2項(告示)	適・否
便所			適・否

1 案内所を設ける場合は適用しない

注 標識、案内設備については、平成18年12月20日から6か月を経過するまでは旧ハートビル法による。

視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準)

特定施設等	チェック項目	根拠法令	適・否
案内設備までの経路 令第21条	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) 1	令第21条第2項第1号	適・否
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令第21条第2項第2号イ	適・否
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	令第21条第2項第2号ロ	適・否

- 1 告示で定める以下の場合を除く
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- 2 告示で定める以下の場合を除く
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等